

## 処 分 基 準

平成26年 3月20日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の10
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の8第3項、第4項（映像送信型性風俗特殊営業を営む者の年少者利用防止措置）
処 分 基 準：別紙1のとおり
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 （電話 075-451-9111 内線3035）
備 考：